

医薬品販売業許可更新申請書

許可番号及び年月日			
店舗又は営業所の名称			
店舗若しくは営業所の所在地又は営業の区域			
変更内容	事項	変更前	変更後
申請書（法人にあつては、その業務を行つた役員を含む）の欠格事項	(1)法第75条第1項の規定により許可を取り消されたこと		
	(2)禁錮以上の刑に処せられたこと		
	(3)薬事に関する法令又はこれに基づく処分に違反したこと		
	(4)後見開始の審判を受けていること		
備考			

店舗販売業

上記により、配置販売業の許可の更新を申請します。

卸売販売業

年 月 日

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

印

連絡先（TEL）	（ ）	－
----------	-----	---

高知県知事

殿

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
- 2 字は、墨、インキ等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 配置販売業にあつては、店舗又は営業所の名称欄の記載を要しないこと。
- 4 変更内容欄には、次に掲げる事項のうち、変更のあつた日から 30 日以内にこの更新申請書を提出する場合は、当該変更のあつた事項について記載すること。
 - (1) 店舗販売業者にあつては、第 142 条において準用する第 16 条第 1 項第 1 号から第 6 号まで及び第 8 号に掲げる事項。
 - (2) 配置販売業者にあつては、第 149 条において準用する第 16 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで、第 5 号、第 6 号及び第 8 号に掲げる事項。ただし、第 5 号については「営業の区域」と読み替えるものとする。
 - (3) 卸売販売業者にあつては、第 159 条において準用する第 16 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 4 号から第 7 号までに掲げる事項
- 5 店舗販売業及び配置販売業において、薬事に関する実務に従事する薬剤師又は登録販売者に変更があつた場合のうち、新たに当該店舗又は区域において薬事に関する実務に従事する薬剤師又は登録販売者となつた者がいる場合には、その者の薬剤師名簿登録番号及び登録年月日又は販売従事登録番号及び登録年月日を変更後欄に付記すること。
- 6 申請者の欠格条項の(1)欄から(4)欄までには、当該事実がないときは「なし」と記載し、あるときは、(1)欄にあつてはその理由及び年月日を、(2)欄にあつてはその罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた場合はその年月日を、(3)欄にあつてはその違反の事実及び年月日を、(4)欄にあつては「ある」と記載すること。